

文化芸術活動の継続支援事業Q & A

※募集期間終了後におけるよくある御質問※

(令和3年2月15日版)

《掲載しているQ & Aの内容について》

以下の[文化芸術活動の継続支援事業Q & A](#)の項目毎に、募集期間終了後にお問い合わせの多いQ & Aを掲載しております。

1. 事業実施期間に関すること
2. 補助の対象となる方に関すること
3. 申請時の添付提出書類に関すること
4. 補助の対象となる取組に関すること
5. 補助金の額（補助率）等に関すること
6. 他の補助金等との併用に関すること
7. 補助対象経費に関すること
8. 共同申請に関すること
9. 申請方法に関すること
10. 補助の対象に関する「取組」に関すること
11. 継続支援事業の延長に関すること
12. 実績報告に関すること
13. その他

* [文化芸術活動の継続支援事業Q & A](#)と重複するお問合せは**赤枠**で、それ以外を**黒枠**としています。

2. 補助の対象となる方に関すること

(既存Q & A 2-3)

2-1：1団体、1個人への補助金額の上限はそれぞれ合計150万円になります。フリーランスの個人として第3次募集までにA-①で20万円の交付決定を受け、新規募集においてA-②で差額の130万円を申請しました。また、フリーランスの活動以外に法人の代表でもあり、法人としてBに150万円の申請を行っていますが問題がありますか。

募集案内に記載している条件を満たしており、かつ必要な書類等についても御提出いただければ問題ありません（A-①、②は個人での申請、Bは団体（法人）での申請で別人格となるため、それぞれ150万円の上限となります）。

2-2：実績報告中に新規募集期間が終了しましたが、実績報告額(実際に使った金額)は交付決定額より少なくなりました。具体的には、A-②で申請を行い、交付決定額が1,480,000円、実績報告額は1,200,000円となりました。新規募集の期間内では、申請上限金額が20,000円(1,500,000円-1,480,000円=20,000円)であり、100,000円に満たないため新規申請はできないのですが、救済措置等がありますか。

新規募集においては、申請いただいた時点におけるステータス(事業が終了し精算が終わっている方、精算が終わっていない方、交付決定に至っていない審査中の方)に応じて上限額を決定することとしております。再算出は予定していないことを御理解ください。

2-3：第3次募集までにA-①(音楽)で交付決定を受けています。新規募集では、別事業の写真で申請したのですが問題はありますか。また、第3次募集までの申請において、音楽に関する活動歴等を提出している場合、新規募集については、新たに補助を受けようとする分野の活動歴等を提出する必要がありますか。

原則、分野の変更は認められません。ただし、十分な活動歴があり、新規募集で分野を変更する場合は、変更したい分野における統括団体の確認番号を取得いただく必要があります(事前確認認定団体(統括団体)による事前確認番号の発行は締め切りました)。

確認番号を取得されない場合は、変更したい分野における活動歴(2回以上)のほか、当該分野において収入を得ていたことが確認できる事業収入証明書が必要となります。

2-4：以下の取組みは補助の対象となりますか。

相撲、プロレスラー、花屋(祭事の飾りつけのみ)、祭り等のイベント会社、城や寺の襖や彫刻の修理業、講演会(ゲストとしてプロレスラーを呼んだトークショー、心理ゲーム、マダーミステリー)を企画する法人、写真家(企業や学校からの依頼で撮影)、写真家(写真集を出している)

相撲及びプロレスラーは、本事業が対象とする文化芸術活動に該当せず、対象外となります。

花屋についてですが、フラワーアレンジメントは華道に類似する取組として対象となりますが、販売目的のみでは対象外です。有償で行う個展などの活動実績があるなど、補助の対象となる条件を満たしていれば対象です。

イベント会社等については、補助の対象となる要件等を満たしていれば対象となります。

写真家についても、有償で行う個展などの活動実績があるなど、補助の対象となる条件を満たしていれば対象です。

文化財の修復に携わる方や講演会等にのみ携わる方からの問合せもいただいておりますが、補助の対象となる条件を満たさない方については、本事業の補助対象外とさせていただきます。

2-5：プロの漫画家ですが、本事業の補助の対象にはならないのですか。

コミックマーケット等のイベント中止に伴い、収入の機会が失われたことを証明できる場合は、本事業の補助対象とさせていただきます。不特定多数を対象とするイベントでの活動実績が無い方については、本事業の補助対象外とさせていただきます。

2-6：設立間もない団体（活動継続・技能向上等支援B）での申請において、代表者等の個人名義での活動を団体の活動歴として認めてもらうことはできますか。

代表者や所属員の個人名義での活動について、出演料等が団体名義の口座に入金されていれば、当該団体の活動と整理しています。

なお、法人格を有しない団体の場合は、団体設立後1年以上の文化芸術活動実績を有するとともに、募集案内に定められた要件が明記された定款/規約の提出が必要となります。

2-7：会費の支払いが補助対象経費になるのであれば、文化芸術活動に関する教室業にて会費や月謝を受け取った実績を「活動歴を確認できる資料」として扱ってもらうことはできますか。

教室業については、「不特定多数を対象とする公演等」に該当しないため、活動実績として取り扱っておりません。

3. 申請時の添付提出書類に関すること

(既存Q&A 3-1)

3-1：募集案内IのP19、P20に記載されている活動歴の「チラシ等」とはどのようなものを指しますか。

申請された方が補助の対象となる方であるかや、補助の対象となる条件を満たしているか等を確認させていただく資料であり、申請者名と開催時期、有料催事の場合は金額等を確認させていただきます。一部記載がない場合は、補足資料として発注依頼のメールや主催者から出演料等が振込まれたことを証明する資料等を添付いただいております。

3-2：「音楽」での活動で、コンサートの実績はありませんが、音源の作成（CD化）と販売を有償の活動として活動歴に含めることはできますか。

御質問の活動については、本事業における活動歴として扱うことはできません。2回以上の有料公演（無料の場合は主催者から報酬を得ている証明が必要）を活動歴として提出いただいております。

3-3：募集案内ⅠのP19、P20には「統括団体からの確認番号【無】」の添付提出書類（事業収入証明書）に関し、“直近の確定申告書（第一表・第二表・収支内訳書1・2面）のすべてが必要です。収支内訳書が無い場合は所得の内訳書を添付してください。”と記載されておりますが、提出できない場合はどうしたらよいですか。

収支内訳書がない場合は、事務局にメールで相談してください。申請いただいた文化芸術活動の分野にて収入を得ているかどうかを確認のうえ、補助の対象となるか確認させていただきます。

3-4：申請を行いました。募集案内に記載されている申請時の添付提出書類を用意することができません。何らかの書類で代用いただくことはできませんか。

募集案内に明記されている書類が揃わない場合は、本事業の補助対象外とさせていただきます。なお、特別な事情がある場合は、事務局へメールで御相談ください。

3-5：A-②の精算の手引きP7には、「資料の番号のつけ方について」として出勤簿の下に【本人名・管理名・印】、雑役務費の下には【発注名・印】と記載されていますが、必ず必要なのですか。

本人のサインであれば有効なものとして扱います。

3-6：募集案内に「直近の確定申告書」が必要と記載されていますが、令和2年分の確定申告書は提出書類の対象になりますか。

募集案内に記された「直近」とは、申請時点における最も新しい確定申告書を指します。よって、申請後に行われる令和2年分の確定申告書は、対象となる提出書類にはなりません。

4. 補助の対象となる取組に関する事

4-1：第3次募集までに交付決定を受けており、新規募集においても新たな事業実施期間での取り組みを申請した場合、事業計画書の内容が既に交付決定を受けている内容と重複していても問題ありませんか。

同じ事業の継続である場合、取り組み内容が同一であったとしても事業実施期間が令和2年11月1日～令和3年2月28日であれば（重複する期間が無い）、問題ありません。

4-2：第3次募集までに申請を行い、120万円の交付決定を受けています。この場合、150万円との差額である30万円分が新規募集における申請上限額になると思いますが、申請する取り組みについては、既に交付決定を受けている事業と全く異なる内容である必要があるのですか。それとも、既に交付決定を受けている取り組みに関するトライアル公演でも問題なかったでしょうか。

新規募集の内容については、既に交付決定を受けている取り組みに関係する内容、関係しない内容、どちらでも問題ありません。

5. 補助金の額（補助率）等に関すること

（既存Q&A 5-5）

5-1：新規募集からは個人・任意団体についても前払い（概算払い）の金額が交付決定額の50%になるとのことですが、第1～3次募集に申請し、これから交付決定となる場合も適用となりますか。

新規募集のみの適用となります。

（既存Q&A 11-4）

5-2：新規募集（11月25日～12月11日）における補助額上限については、150万から交付済額を引いた額とのことですが、第3次募集までの取り組みについて実績報告を行っており、まだ額が確定していない場合、新規募集における補助金額の上限はどのように算出されますか。

新規募集においては、申請いただいた時点におけるステータス（事業が終了し精算が終わっている方、精算が終わっていない方、交付決定に至っていない審査中の方）に応じて上限額を決定するため、150万円から交付決定通知書の記載金額を引いた金額が、新規募集における補助金額の上限となります。

（既存Q&A 11-4）

5-3：第3次募集までに申請していますが、未だ交付決定に至っていません。新規募集にも11月1日以降の取り組みを申請していますが、第3次募集までの取り組みに対する補助金額が減額となった場合、新規募集の取り組みに減額分を反映させることができず、不公平ではありませんか。新規募集に関する実績報告時までに第1～3次募集の補助金額や交付決定額が判明した際は、申請額との差額を実績報告時に反映可能となるなど、救済措置はあるのですか。

新規募集においては、申請いただいた時点におけるステータス（事業が終了し精算が終わっている方、精算が終わっていない方、交付決定に至っていない審査中の方）に応じて

上限額を決定することとしております。再算出は予定していないことを御理解ください。

(既存Q&A 11-4)

5-4：新規募集（11月25日～12月11日）における補助額上限については、150万から交付済額を引いた額とのことですが、

- ① 交付済額とは確定額として実際に振り込みされた金額を指しますか。
- ② 仮に、第3次募集までの申請において90万円が交付決定されています。新規募集に申請した新たな取組みの上限額は60万円との理解で良いですか。
- ③ 第3次募集までの取組みについて精算を行い、確定した補助金額が交付決定金額を下回る場合、その差額を新規募集における新たな取組みの補助金額に上乗せしてもらえるのですか。

- ①額の確定を受けた方は確定額、未精算の方は交付決定通知書の記載金額を指します。
- ②については御質問のとおりです。
- ③についてですが、新規募集においては、申請いただいた時点におけるステータス（事業が終了し精算が終わっている方、精算が終わっていない方、交付決定に至っていない審査中の方）に応じて上限額を決定することとしております。再算出は予定していないことを御理解ください。

(既存Q&A 11-5)

5-5：補助金額については、(1)の取組100万円、(2)の取組50万円の上限がある旨募集案内に記載されています。第3次募集までの交付決定額が103万円（(1)の取組が70万円、(2)の取組が33万円）であった場合、新規募集における取組で申請できる47万円について、(1)30万円、(2)17万円と配分しなくては行けないのですか。

新規募集において、既申請における(1)、(2)の配分額を考慮する必要はありません。

5-6：申請していた取組のうち(1)②ICTあり→ICTなしや、(1)①→(1)②へ変更を行った計上がありますが、予め許可を受けておく必要がありますか。

事前の申請は不要です。実績報告を行う際に併せて報告してください。

5-7：募集案内Ⅱ（既申請者用）のP2「V.留意点」④に記載されている「精算中」とは、実績報告中のことを指すのですか。

実績報告を行い、額が確定する前の状態を指します。

5-8：募集案内Ⅱ（既申請者用）のP2「Ⅲ. 第3次までに申請された方のステータス及び申請できる金額（補助上限額）」には、補助上限額の説明として、150万円から申請額を引いた額を上限とすると記載されています。申請額とは計上した経費の総額と計上した経費を補助率で計算した金額のどちらになりますか。

申請額とは経費の総額ではなく、経費の総額に補助率を掛けて計算した金額（交付決定される補助金額）を指します。

5-9：第3次募集までに団体（活動継続・技能向上等支援B）で申請していますが、新規募集開始までに会社名が変更となりました。この場合、申請額の上限は150万円になるのですか。

御質問のケースについては同一団体とみなしますので、第3次募集までの補助金額等との差額が、新規募集における申請額の上限となります。なお、会社名が変わったことがわかる書類の提出を求める場合がありますので、その際は御対応いただきますようお願いいたします。

7. 補助対象経費に関すること

（既存Q&A 7-7）

7-1：ZOOMやアプリソフト、サブスクリプションのサービスの使用料は補助対象となりますか。

補助の対象となる事業実施期間中に使用した割合に対する按分により、補助対象経費として補助対象になります（年間使用料の全額は対象なりません）。

（既存Q&A 7-12）

7-2：支払いにクレジットカードを用いたのですが、引き落としが事業期間の終了後になります。この場合、引き落としが終了する日まで事業実施期間を延長する必要がありますか。

このために事業実施期間を延長する必要はありません。引き落とし終了後にクレジットカード決済口座の通帳における当該ページのコピーを御提出ください。

（既存Q&A 7-18）

7-3：新たに認められることになった会費については、事前確認番号を発行する統括団体の会費を指すのですか。

『「技能研修と向上」「文化芸術の振興」等を目的とした芸術家、スタッフ等の活動継続

を支援する事業等を行う文化芸術団体』に所属するために必要な会費が認められます。なお、計上する場合は【取組（１）②】の雑役務費に計上してください。文化芸術団体の例については、[文化芸術推進フォーラムホームページ](#)に掲載してある例示を御参照ください。

（既存Q&A 7-18）

7-4：募集案内には、補助対象外経費として「6. 団体等の会費について」記載されています。一方、Q&Aには団体の会費は計上可能と記載されていますが、対象外経費とされている会費はどのような内容を指すのですか。

「技能研修と向上」「文化芸術の振興」等を目的とした芸術家、スタッフ等の活動継続を支援する事業等を行う文化芸術団体以外の団体の会費を指します。

7-5：募集案内Ⅰ（初回申請者用）のP4には「2. 補助対象として認められるのは、令和2年2月26日以降、令和3年2月28日までの事業に発生した経費です。」と記載され、「ただし、令和2年2月26日から令和3年2月28日までの取組に使うもので令和2年2月26日以降に支払いが行われた場合は対象となります。」と記載されています。クレジットカードでの支払いの場合、この記載が指す支払いとは

- ① クレジットカードを利用した日（領収書が発行される日）
- ② 口座から引き落としがあった日

のどちらを指していますか。

①のクレジットカードを利用した日（領収書が発行される日）を指します。例として、令和2年2月25日に、令和2年2月26日以降の事業のために消耗品を購入し、

イ 領 収 書：令和2年2月25日

ロ 明 細：令和2年2月25日

ハ 引き落とし：令和2年3月1日以降

となる場合、支払日は購入日（上記イ、ロ）となるため経費計上は認められません。

7-6：第3次募集までの申請の時点で、12月の公演（非トライアル公演）の経費（会場費等）は先払いになるので計上していませんでした。新規募集での申請において、10月以前の領収書で当該経費を認めてもらうことはできますか。

御質問のケースについては、補助対象経費となりません（領収書が10月31日までのため、支払いは10月中に完了していると判断します）。

7-7：（2）補助対象外経費「13.」に記載されている「相殺による決済」とは、具体的にこういったものがありますか。

売上から経費を差し引き（相殺）した状態で決済したものを指します。

例：チケット売上金から経費（販売手数料、会場費）を差し引いた金額の請求書

本事業では、チケット販売にかかる経費も補助対象となるため、実際には例のような決済が行われても経費の流れがわかる証憑書類（領収書、請求書・振込明細書等）の提出があれば補助対象としています。

7-8：宿泊を伴う出張を旅行会社のパックプランで手配しました。交通費と宿泊費の内訳を出すことができないのですが、その際の旅費はどのように算出されますか。

御質問のケースの場合は、「旅費」として計上いただき、パックプランの料金からクーポン相当額を差し引いた金額を経費として計上願います。後日確認のため、保管が義務付けられている旅行代理店発行の領収書等を証憑書類として提出いただくことがあります。

7-9：賃金の計上に関する考え方ですが、常時雇用している職員の賃金についても、今回申請する事業に従事するための賃金として経費を計上することは認められますか。

今回申請いただく事業に従事する（した）人件費であれば計上可能です。なお、実績報告に際しては、申請いただいた事業への従事時間・除外した通常の従事時間の詳細ほか、賃金等について確認できる雇用契約書の類や、日報・出勤簿等の提出をお願いしております。

7-10：会議費（飲料代）については、上限を150円とする旨の記載があります。300円の飲料を購入した場合、150円までは計上可能ということでしょうか。

御質問のとおりです。

9. 申請方法に関すること

9-1：募集期間内に申請ができていれば、交付を受けられるとの理解で良いですか。

補助の対象となる方であるか、補助の対象となる条件等を確認できない場合は、交付決定に至りません。

9-2：LINEからHPにアクセスする事は可能とのことですが、LINEを用いて申請内容を変更するほか、事務局と連絡を行うことはできないのですか。

申請については、事務局で用意するシステムを用いていただいております。また、事務局との連絡についてはメールを用いさせていただきます。

9-3：第3次申請までに基本情報の登録が完了し、申請に至っていなかった場合、新規申請の際に既存のIDでマイページにログインし、新規申請を行うことが可能だったのですか。

第3次申請までのログインIDは無効となり、改めて基本情報を入力いただいた上で申請いただくことになっておりました。

9-4：申請の締め切りについては、
①オンライン申請については、12月11日16：59までに申請ボタンを押す必要があり、
②郵送申請(オフライン)については、12月11日の消印が有効との認識で合っていますか。

①、②とも御質問のとおりです。

9-5：一旦申請システムから送信した内容について変更したいのですが、どのようにしたらよいのですか。

一旦申請いただいた内容は、基本的に修正・変更することはできません。事務局による確認を行ったのちに、不備があれば編集・修正を依頼する連絡がありますので、その内容に関しては変更いただけます。

9-6：実績報告を行いたいのですが、マイページにおいて実績報告を提出するボタン(箇所)が見つかりません。

実績報告は、申請に対する交付決定通知書が発行された後でないとは行うことができません。また、申請にあたり概算払い(前払い)を希望された方は、概算払いの振込後に「実績報告」ができるようにマイページが更新されます。前払いのお振込みについては「交付決定通知書」が発行されてから10日程度要しておりますので、予め御了承ください。

11. 継続支援事業の延長に関すること

(既存Q&A 11-2)

11-1：金額の変更を伴わずに実施期間の延長を考えています。予め事務局に申請するなど手続きは必要ですか。

事業実施期間(令和2年2月26日～令和3年2月28日)内における実施期間の延長については、事前に申請いただく必要はございませんので、実績報告を行う際に併せて報告してください。《関連Q&A「13-2」参照》

11-2：第1～3次募集の申請にて、令和2年8月1日からの事業に対して交付決定を受けましたが、7月に購入した物も事業で使用することになったので、事業経費として加えたいと考えています。事業実施期間については、令和3年2月末まで延長できるとのことですが、事業の開始時期を7月に前倒し、実績報告を行うことも可能ですか。

第1～3次募集における申請については、対象となる事業期間（令和2年2月26日から令和3年2月28日）内での変更は可能です。実績報告を行う際に併せて報告してください。

11-3：交付決定が遅れたため、申請していた期間内に予定していた事業を完了させることができなくなりました。事業期間を延長するとともに、取組み内容に変更が生じたほか、公演日及び公演会場、公演名、事業費も変更となりました。このような場合、変更承認申請書を提出する必要はありますか。

交付決定金額の範囲内かつ取組みが大幅に変わるのでなければ、事業実施期間の延長で対応しますので、実績報告を行う際に併せて報告してください。取組み内容を大幅に変更する場合は、事務局宛にメールでお問い合わせください。変更の内容により「変更承認申請書」の可否について事務局から御案内します。

11-4：交付決定を受けましたが、申請した期間内に事業が完了しなかったため、領収書や納品書、請求書を揃えることができませんでした。どのように対処すればよいですか。

令和2年10月31日以降も事業に取り組まれた方については、事業実施期間が令和3年2月28日(日)まで延長可能となりますので、実績報告の際に事業期間を延長した旨を申し出てください。ただし、補助対象となる額は第1～3次募集で申請した金額を上限とし、期間延長に伴って申請額を増額することはできません。

13. その他

13-1：募集案内Ⅱ（既申請者用）により申請する場合、第3次募集までに入力した申請者情報が反映されるとのことですが、住所が変更となった場合はどのように対応すればよいのですか。

メールにて住所が変更になった旨事務局にお知らせください。また、改めて住所を確認できる書類の提出をお願いします。

13-2：交付決定を受けた時点では令和3年2月に公演を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として認定され、自宅待機が必要な状況になったため、公演を実施できませんでした。再調整の結果、令和3年3月上旬であれば実施できる見込みとなりました。この場合、交付決定時に計上が認められた経費について、3月上旬に実施する公演に使用する会場費や当日の人件費等に充当し、実績報告を行うことは可能ですか。

新型コロナウイルス感染症への罹患や濃厚接触者判定等のほか、活動を予定していた会場の閉鎖等で事業の実施が困難となった個人の申請者（A-①、A-②）については、令和3年3月31日までに実績報告書を御提出いただけることを条件に、3月に実施された経費についても補助の対象とさせていただきます。このような理由で事業期間を延長する場合は、事前に事務局にメールにて御連絡いただくとともに、実績報告を行う際は、保健所等からの指示書や施設からの使用取消しに関する通知書等を添付いただきますようお願いいたします。